



Jaws レポート 70

Japan Animal Welfare Society

発行人：山下真一郎
編集人：桜井邦広
“”：山口千津子
編集協力：平山企画舎



発行 / 公益社団法人日本動物福祉協会 〒141-0031 東京都品川区西五反田8-1-8 中村屋ビル内 TEL(03)5740-8856 FAX(03)5496-0930 http://www.jaws.or.jp

多頭飼育の適正化

- ・多頭飼育者に対する届出制度は、条例に基づき行われる施策と明記。
- ・勧告・命令の対象となる生活環境上の支障の内容が明確化され、多頭飼育による騒音や悪臭の発生、多数の昆虫の発生等の記述を追加。
- ・適正に飼育していない多頭飼育に起因する虐待のおそれのある場合も、改善勧告や命令の対象に追加。

犬及び猫の引き取り

- ・都道府県等が、犬又は猫の引き取りをその所有者から求められた場合に、動物取扱業者から引き取りを求める場合等、その事由によっては引き取りを拒否できる。
- ・保護したり引き取った犬又は猫の返還あるいは新しい飼い主に譲渡する努力を義務付け。

- ◇無登録で第一種動物取扱業を営んだ者
|| 100万円以下の罰金
- ◇第一種動物取扱業の死亡動物の検査書又は死亡診断書の提出命令違反
|| 30万円以下の罰金
- ◇第二種動物取扱業の無届けや虚偽の報告等の命令違反
|| 30万円以下の罰金など

動物取扱業に関する事項

- ・幼齢動物の日齢について
犬猫の繁殖業者は、生後56日を経過しない犬猫の販売のため引き渡し、展示をしてはならない。ただし、経過措置として法律施行後、3年間は「45日」、その後は別に法律で定める日までの間は「49日」と読み替える。
- ・幼齢動物の健康と安全の確保
犬猫等の販売業者に対して、幼齢個体の健康と安全を守り、販売が困難となつた犬猫等の扱いに関して「犬猫等健康安全計画」の策定と遵守を義務付け。
- ・販売が困難になつた犬猫等の終生飼養の確保。
に報告することを義務付け。
- ・犬猫等の所有状況を記録保存し、都道府県に報告することを義務付け。
- ・狂犬病予防法、種の保存法等違反を、第一種動物取扱業を行なう者は、第二種動物取扱業として、飼養施設を設置する場所ごとに、取り扱う動物の種類・数・飼養施設の構造及び管理方法等を都道府県知事等に届出ることを義務付け。
- ・現行の動物取扱業を第一種動物取扱業とし、新たに第二種動物取扱業を創設。當利目的一としない団体等で飼養施設を設置して動物の譲渡や展示を行う者は、第二種動物取扱業として、飼養施設を設置する場所ごとに、取り扱う動物の種類・数・飼養施設の構造及び管理方法等を都道府県知事等に届出ることを義務付け。

改正 ◎主な改正点 動物の愛護及び 管理に関する法律



施行は平成25年9月1日

◆主な内容◆

改正「動物の愛護及び管理に関する法律」公布	1	ヒューメイン・センター・ジャパン(HCJ)
東日本大震災東京都動物救援センターの活動終了	2	支部だより(CCクロ)
第53回作文コンテスト結果	2	2013カレンダー完成/ビンゴ会開催案内
(作文)環境大臣賞作品紹介	3	JAWS理事会レポート/「ねこのめ日記」他
佐良直美さん環境省から表彰	4	寄付者ご芳名/寄付金・御遺贈のお願い
平成24年度動物愛護週間中央行事報告	4	ジョーズジュニアコートナード

前回（平成17年6月）の改正後、多くの積み残された課題を5年後の改正には法律に入れ込みたいと「動物との共生を考える連絡会」として、シンポジウムを開催し、一般市民の署名をいたぐる等、様々な活動をしてまいりました。環境省も平成22年の夏から25回にわたり「動物愛護管理のあり方検討小委員会」（ヒヤリング・2回のパブリックコメントも実施）において討議し、平成23年12月21日に「動物の愛護管理のあり方報告書」が取りまとめられました。この報告書を踏まえ、与野党各党において改正内容が検討され、改正法案が国会に提出、全会一致で可決成立し、9月5日、改正動物の愛護及び管理条例に関する法律が公布されました。施行は平成25年9月1日となつており、現在、環境省において、運用に向けての政令等の改正や基準の作成にあたつています。

虐待の定義と罰則の強化

- ・虐待の定義に、酷使・拘束・疾病や怪我の放置・排泄物の堆積等不衛生な環境での飼養等の具体的な事例が追加された。
- ・罰則の変更及び新設
- ・愛護動物の殺傷（虐待）
|| 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
- ・不適切な飼養（虐待）
|| 100万円以下の罰金
- ・遺棄
|| 100万円以下の罰金
- ・無許可での特定動物の飼養
|| 6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・適切な飼育を行っていない多頭飼育者の命令違反
|| 50万円以下の罰金
- ・無登録で第一種動物取扱業を営んだ者
|| 100万円以下の罰金
- ・特定動物の無許可飼養等の違法行為を行つた法人
|| 5000万円以下の罰金

その他

以上が主な改正点ですが、動物との共生を考える連絡会として、多くの改正必要点を訴えてきましたが、すべてを取り上げていただくことはできませんでした。今後は、改正法の周知徹底と法律を実効あるものにする努力とともに、さらなる改正に向けて活動を続けたいと思います。法律を詳しくお知りになりたい方は、改正全文をご参照ください。

次号は
4月発行の予定です。

災害対応

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、被災地の住民だけではなく多くの動物たちも被害を受けました。このことから、今回の改正にあたつて、災害時の対応についても新たに盛り込まれました。

災害時における動物の適正な使用及び保管に関する施策を都道府県が定める「動物愛護推進計画」に追加する。

動物愛護推進員の活動として、災害時における国や都道府県等が行う動物の避難、保護等に対する協力を追加する。

支部だより… CCクロ

発

CCクロが活動する神戸市動物管理センターには、

様々な理由で引取を依頼される動物たちがいます。中にはやむを得ない事情もあるだろうとは思いま

すが、そもそもあらゆる事態を予測して万事に備えた上で飼育をしていれば、不幸な動物は増えないは

ずなのです。

どうして、安易に動物入手し、安易に飼育放棄してしまうのか? なかなか答えにはたどり着けません。

動物愛護スクール

「いのちの大切さを伝える教育」に、子どもたちへ希望を託す…

そうした思いから神戸市とともに取り組み始めた「動物愛護スクール」では、夏休みに小学生を対象とし、実際に譲渡候補犬のお世話を体験してもらう、いのちの温かさに触れる機会を作っています。

自分たちよりも弱い立場にある犬や猫といった身近な動物を「かわいい」と感じるためだけの教育ではありません。高学年くらいの子どもたちは、動物管

理センターに収容される犬猫の数や、身元表示がないために返還できる数が非常に少ないと、譲渡できる数よりも処分される数のほうまだ多いことについて知ると、「かわいそう」という気持ちだけではないのちを救うことが出来ないことにも

開催となりました。開催



犬と猫のおもちゃづくり



ぬいぐるみを使って犬の健康チェック

「いのちの教育」報告会… 内容の一部紹介

ヒューメイン・センター・ジャパン(HCJ) 奈良県「いのちの教育事業」との新しい連携開始

HCJ事業主体である(公社)日本動物福祉協会及び(公社)Knotsは、奈良県と『いのちの教育展開事業』において協定を締結し、日本でも先進的な取り組みとなる同事業を、共に推進していくこととなりました。

背景 近年、子どもを取り巻く社会や自然の環境が大きく変化しています。その結果、動植物の大切さを伝える「動物愛護教育」「いのちの教育」には希望が持てるのではないか、と。子どもたちにいのちの教育し直すのは至難の業だけれど、これから物事の善悪を学んでいく子供たちにいのちの大切さを伝える「動物愛護教育」「いのちの教育」には希望が持てるのではないか、と。

うだ・アニマルパークのいのちの教育 うだ・アニマルパークは、広大な敷地の中にウサギ、ブタ、ヤギ、ヒツジ、ボニーなどの動物が暮らしている公園と動物愛護センターが同じ公園内にあるため、多くの小学校が学習の環として遠足で訪問しています。この日は、3校の小学校が来園して動物のことを学習しました。

まず、A小学校2年生の子供たちがプログラムI「私たちと動物との関わり」を学習する授業を見学しました。このプログラムは、「伴侶動物(ペット)」「産業動物(家畜)」「野生動物」の3つのエリアに棲んでいる動物と人間はどういう関わっているのかを張り子の動物とパネル使って学習するプログラムです。

そして、C小学校の1年生のプログラムII「動物と私たちのいのちは同じ」の授業を見学しました。C小学校は、すでに学校への出張授業でプログラムIを学習済みですので、そこからさらに発展させた内容を学習します。

次に、いろいろな状況にいる動物たちのパネルを見て、それぞれの動物た

ちがどんな気持ちなのか

それらの感情を学びます。

この「いのちの教育」は、各自治体に収容され、殺処分される動物を削減し、人と暮らす動物が適切に世話をされるだけではなく、人も含めたすべての命にやさしい社会の構築に寄与できるものと期待しております。

スクールは今年で2年目の開催となりました。開催

ます。うだ・アニマルパークは、広大な敷地の中にウサギ、ブタ、ヤギ、ヒツジ、ボニーなどの動物が暮らしている公園と動物愛護センターが同じ公園内にあるため、多くの小学校が学習の環として遠足で訪問しています。この日は、3校の小学校が来園して動物のことを学習しました。

まず、A小学校2年生の子供たちがプログラムI「私たちと動物との関わり」を学習する授業を見学しました。

このプログラムは、「伴侶動物(ペット)」「産業動物(家畜)」「野生動物」の3つのエリアに棲んでいる動物と人間はどういう関わっているのかを張り子の動物とパネル使って学習するプログラムです。

そして、C小学校の1

年生のプログラムII「動物と私たちのいのちは同じ」

の授業を見学しました。

C小学校は、すでに学校

への出張授業でプログラムIを学習済みですので、そ

こからさらに発展させた

内容を学習します。

次に、いろいろな状況に

いる動物たちのパネルを

見て、それぞれの動物た

ちがどんな気持ちなのか

それらの感情を学びます。

この「いのちの教育」は、各自治体に収容され、殺

処分される動物を削減し、

人と暮らす動物が適切に

世話をされるだけではな

く、人も含めたすべての

命にやさしい社会の構築に寄与できるものと期待

しております。

ついで、B小学校1年生の子供たちが、「もし、あなたが○○○だったら…」という学習シートを実施

ます。うだ・アニマルパークは、

奈良県の教育振興室

公益社団法人日本動物福祉協会

公益社団法人Knots(ノット)

〇後援:環境省・文部科学省・奈良県教育委員会

宇陀市教育委員会・公益社団法人日本獣医師会

公益社団法人日本動物病院福祉協会

社団法人奈良県獣医師会

HCI事業支援企業:マースジャパンリミテッド

◇「いのちの教育」報告会